

寺尾西かわせみ倶楽部 会則

- 第1条 (名称) 本会は、「寺尾西かわせみ倶楽部」と称する。
- 第2条 (目的) 本会は、会員相互の親睦を図り、綾瀬市及び綾瀬市老人クラブ連合会等関係機関と密接な連携を図り、会員の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 第3条 (事務所) 本会の事務所は、寺尾天台4区の区民会館内に置く。
- 第4条 (構成) 本会は、寺尾西地区に居住する、満60歳以上に達した者及び満60歳に満たない者でクラブの主旨に賛同するものを以て会員とする。
- 第5条 (活動) 本会は、前条の目的を達成する為に、次の活動を行う。
- 1) 会員の教養向上を図る活動
 - 2) 会員の健康増進を図る活動
 - 3) レクリエーション活動
 - 4) 社会奉仕活動
 - 5) 地域社会との交流活動
 - 6) その他、本会の目的を達成するための活動
- 第6条 (役員) 本会に次の役員を置く。
- 1) 会 長 1名
 - 2) 副会長 2名
 - 3) 監 事 2名
 - 4) 会 計 2名
 - 5) 会計監査 1名
 - 6) 班 長 数名(10名以内)
 - 7) 顧問または相談役を置くことができる。
- 第7条 (役員の仕事) 役員の仕事は、次の通りとする。
- 1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。
 - 2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職を代行する。
 - 3) 監事は、本会の庶務事項を処理し、各種会合の内容を本会に伝達し、本会の記録を整理保管する。
 - 4) 会計は、全ての資金を管理保管し、本会の会計事務を処理する。
 - 5) 会計監査は、会計の執行状況を監査する。
 - 6) 班長は、役員会に出席し、本会の運営にあたる。
 - 7) 顧問または相談役は、会長から諮問された事項を処理する。
- 第8条 (役員の仕事) 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げないものとし、役員に欠損が生じた場合の仕事は、前任者の残任期間とする。

第9条 (経費) 本会の運営費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第10条 (会費) 会員は、月額100円の会費を納入するほか、綾瀬市老人クラブ連合会の年会費100円を加え、年間1300円を納入しなければならない。

第11条 (会議) 1) 総 会: 総会は、年一回3月に開催し、年次計画、予算、決算等の議事を処理しなければならない。
2) 役員会: 役員会は、総会に準ずる決議機関として、本会の運営にあたる。役員会は、毎月1回程度開催し、運営の総合調整を図る。
3) 召 集: 全ての会合は、会長がこれを招集し、会合において会長は議長を務めなければならない。

第12条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わるものとする。

第13条 (その他) 1) 本会の運営について永年に亘り功労のあった者に対しては、その業績を顕彰することができる。
2) 会員が死亡した場合の香料は2千円とする。
3) その他必要事項は、役員会で決定する。

附則 この会則は 平成 2年4月1日から施行する。
この会則は 平成 7年4月1日から施行する。
この会則は 平成12年4月1日から施行する。
この会則は 平成14年4月1日から施行する。
この会則は 平成16年4月1日から施行する。
この会則は 平成23年4月1日から施行する。
この会則は 平成26年4月1日から施行する。
この会則は 平成27年4月1日から施行する。
この会則は 平成28年4月1日から施行する。

改正 以下を平成26年4月1日改正した。

- 1) 第2条の構成を第4条に、第4条の目的を第2条にした。
- 2) 第6条(役員)で監査を会計監査に改めた。
- 3) 第7条で幹事は、幹事会に出席を役員会に出席に改めた。
- 4) 第11条(会議)で2)の幹事会を削除した。役員会と重複しているので。
- 5) 第6条(役員)の幹事を班長に改めた(平成27年3月)

以下を平成28年4月1日改正した。

- 1) 第1条の本会の名称を「寺尾西老人クラブ」から「寺尾西かわせみ倶楽部」に改めた。
- 2) 第6条(役員)の班長の人数を6名から数名(10名以内)に改めた。